

令和8年度

仙人発電所
屋外変電所ほか樹木伐採業務委託

特記仕様書

岩手県企業局
県南施設管理所

特記仕様書

(適用業務)

第1条 この特記仕様書は、「仙人発電所屋外変電所ほか樹木伐採業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、本特記仕様書、図面のほか、岩手県県土整備部が発行する土木工事共通仕様書および岩手県企業局発電所保守要則を適用する。

(目的)

第2条 本業務は、第4条に示す発電所の保安の確保及び正常な機能を維持することを目的とする。

(業務期間)

第3条 本業務の委託期間は、契約日の翌日から令和8年10月28日までとする。

(業務場所)

第4条 本業務を行う主な場所は以下の通りとする。

仙人発電所 北上市和賀町仙人地内

(業務内容等)

第5条 本業務にて委託する業務内容は、つぎのとおりとする。

1 樹木伐採 一式

(1) 樹木を伐採する。

(2) 樹木伐採の高さは、別紙、仙人和賀川発電所構内樹木伐採調査票、図面のとおり。

2 仮設 一式

(1) 高所作業車、クレーン

(2) 必要な機械器具損料

3 収集運搬・処分

伐採した樹木は、産業廃棄物として収集運搬、処分する。

4 伐木業務の特記事項

(1) 伐採時は鉄塔及び送電線路等に伐採木が触れないように十分な措置を取ったうえで監視者立会いのもと有資格者が伐採すること。また、伐採した木は適当な長さに裁断し現地に集積すること。

(2) 集積した木材は、一般廃棄物として処分すること。処分先を変更する場合は監督職員の承認を得ること。

(3) 伐木範囲に疑義が生じた場合には、監督職員に協議すること。

(4) 作業場所に石や蜂の巣などがあり、作業員の安全確保に支障をきたす恐れがあると判断された場合は、撤去又は作業員への周知等により安全を確保すること。また、倒木等があり、作業に支障を来すと判断された場合は監督職員へ報告すること。

(5) 打合せについては、必要な都度実施するものとする。

(業務計画及び変更)

第6条 受注者は、本業務に係る業務計画書をあらかじめ作成し、監督職員の承諾を得ること。

2 当該計画書には、作業予定日、安全管理に関する計画、並びに従事者の氏名及び連絡先等を記載すること。ただし、発電停止を伴う作業等については、発注者が事前に作業予定日を指示

する場合がある。

- 3 受注者が作業日を定めた場合の作業日の変更は、実施日の1週間前までに監督職員に報告することを原則とする。なお、これに依り難い場合は実施前までに監督職員に連絡すること。

(業務の指示)

第7条 土日及び祝祭日又は夜間等において、監督職員以外の企業局職員が監督職を代務する場合がある。

- 2 監督職員は、第4条の業務場所において異常気象や機器の異常により施設に障害が認められた場合、又は障害が発生する恐れがあり緊急対応が必要と判断される場合は、受注者と協議の上、第5条の業務内容以外の業務の実施を指示することができるものとする。

(安全管理)

第8条 受注者は、労働安全衛生法を遵守して安全管理に努めること。

- 2 受注者は、作業を開始する際には気象状況等を十分に把握し、事故を未然に防止すること。
- 3 受注者は、各種作業において、安全保護帽等作業に必要な保安用具等を作業員に使用させ、安全を期して事故防止に努めること。
- 4 受注者は、著しい天候不良（大雨、強風等の警報発令時）及び河川の増水等により、危険な状況と判断した場合は業務を中止するものとし、作業の安全を図ること。
なお、業務を中止した場合は速やかに監督職員へ報告すること。

(業務の報告)

第9条 受注者は、作業を実施した場合、すみやかに任意様式により監督職員へ報告すること。

- 1 安全教育の実施状況を報告すること。
- 2 報告書に状況写真を添付すること。
- 3 作業時に取水及び発電に支障を与えるような異常を発見した場合は、直ちに監督職員へ連絡し、対応を協議すること。
- 4 電子データの納品は、業務完了報告に併せて行うこと。

(鍵の貸与)

第10条 発注者は、本業務の実施のため、第4条の業務場所の入口門扉等の鍵を貸与する。ただし、複製及び第三者への貸し出しは固く禁ずる。

- 2 受注者が退場する場合は、その都度施錠することを原則とする。
- 3 受注者は、業務完了報告書と共に貸与された鍵を監督職員へ返却すること。

(その他)

第11条 本特記仕様書に記載のない事項、又は疑義のある事項については発注者と受注者による協議の上、決定するものとする。

別紙

番号	本数			備考
	共 3	共 4	県	
①	19			A：屋外変電所内
②	8			C：斜面
③	8			B：階段脇斜面
④	5			D：法面
⑤	3			E：予備品倉庫周辺
⑥	1			E：修理工場WC脇
⑦		4		G：東北電力NW鉄塔東
⑧		13		G：東北電力NW鉄塔北
⑨			1	H：入口門扉
⑩			4	I：作業小屋
⑪			1	I：#0鉄塔脇
⑫	2			F：発電所玄関脇
⑬	5			F：放水路脇
⑭			12 小高木	J：仙風荘北東
小計	51	17	18	⑭以外は高木
合計	86			



仙人和賀川発電所構内樹木伐採調査票

場所	番号	胸高直径 (cm)	樹高 (m)	広葉樹・針葉樹	単幹・多幹	備考
入口門扉	1	70	18.7	針葉樹	単幹	(県)
H					多幹	
作業小屋	1	55	20.2	針葉樹	多幹	(県)
I	2	43	16	針葉樹	単幹	
	3	52	20.7	針葉樹	多幹	
	4	45	18.4	針葉樹	多幹	
	4-1	86	16.9	広葉樹	多幹	
仙風荘北側道路脇	1	25	7.25	針葉樹	多幹	(県)
J	2	18	6.5	針葉樹	単幹	
	3	21	6.4	針葉樹	単幹	
	4	20	7.2	針葉樹	単幹	
	5	23	7.8	針葉樹	多幹	
	6	8	6	針葉樹	単幹	
	7	13	7	針葉樹	単幹	
	8	20	7.6	針葉樹	多幹	
	9	13	7.3	針葉樹	単幹	
	10	14	7.1	針葉樹	多幹	
	11	15	7.4	針葉樹	多幹	
	12	20	7.5	針葉樹	多幹	
発電所下り斜路脇法面	1	22	15	針葉樹	多幹	(共3)
C	2	62	15	針葉樹	多幹	
	3	50	15	針葉樹	多幹	
	4	30	14	針葉樹	多幹	
	5	11	10	針葉樹	多幹	
	6	22	15	針葉樹	多幹	
	7	45	18	針葉樹	多幹	
	8	50	15	針葉樹	多幹	
屋外変電所階段南側法面	1	25	10	針葉樹	単幹	(共3)
D	2	22	10	針葉樹	単幹	
	3	50	7	針葉樹	多幹	
	4	60	7	広葉樹	多幹	
	5	38	10	広葉樹	多幹	

電子納品特記仕様書〔業務〕

1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

() 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。
 (○) 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

※いずれかに「○」を記入すること

3 電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局関係〕

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		△	
DRAWING	図面		△	
PHOTO	写真		△	

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）で2部提出すること。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXFブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔業務〕

令和 年 月 日

様

受注者
住 所
氏 名

管理技術者氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				TECRIS登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660 (レベル 1)	部		令和 年 月	

[備考]

- 電子納品チェックシステムによるチェック
 - ・電子チェックシステムのバージョン：__ . __ . __
 - ・チェック実施年月日：令和__年__月__日

- CD-Rが複数となる場合のそれぞれの内容
 - ・1/○：__
 - ・2/○：__